

## 岡山県新型コロナウイルス感染症入院患者受入支援給付金の概要

## 目 的

新型コロナウイルス感染症患者（※1）を受け入れる医療機関に対して、重・中等症対象の病床確保に伴い必要となる経費や、入院患者の受入に伴い増額となる人件費の一部について財政支援を行います。

## 事業の内容

## ①受入病床整備事業（交付要綱第3条第1項第1号）

入院患者受入れ体制の整備に要する経費の給付です。（※2時限的に指定された医療機関は対象外）

重・中等症対象の病床 1床当たり 200万円

## ②入院患者受入事業（交付要綱第3条第1項第2号）

受入病床数を超えて重・中等症患者等を3日以上受け入れた場合の上乗せ給付です。

患者1人当たり ※50万円

※3月分については、今後の感染状況により、給付の対象となる重・中等症患者等が増加し、医療機関からの申請総額が予算を上回る場合、交付要綱の規定に基づき、予算の範囲内となるよう補助の単価を調整することがあります。

給付の対象となる重・中等症患者等は、次に該当する患者を受け入れた場合に限りです。

- ・重・中等症患者
- ・要介護3以上の患者
- ・妊婦
- ・透析患者
- ・がん患者
- ・小児患者

## 【給付金の例】

①重・中等症対象の病床	5床	⇒	200万円×5床	=	1,000万円
②受入れ患者	5人	⇒	50万円×5人	=	250万円
					計1,250万円

## 【留意事項】

- ※1 軽症患者に係る病床確保や患者受入れについては、本給付金の対象にはなりません。
- ※2 時限的に指定された医療機関とは、クラスター発生等により一時的に新型コロナウイルス感染症患者を受け入れ、県から指定された医療機関となります。

## 【お問い合わせ先】

岡山県保健福祉部 新型コロナウイルス感染症対策室

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2-4-6

TEL：086-226-7960 FAX：086-226-7958